

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

～平成21年度の保険料 あなたの納め方は?～

住民課 国保医療係 ☎74-3002



3 平成20年10月2日から同年12月1日までに加入した方

これまでは納入通知書または口座振替で納めていましたが、平成21年6月からは年金から差し引かれます。

保険料額は、6月15日までにを送りする「仮徴収額決定通知書」などでご確認ください。

4 平成20年12月2日から平成21年2月1日までに加入した方

これまでは納入通知書または口座振替で納めていましたが、平成21年8月からは年金から差し引かれます。

保険料額および納付方法は、6月または7月にお送りする「保険料額決定通知書」などでご確認ください。

5 保険料が軽減されたことにより平成20年10月から納めなかつた方

平成20年度の保険料を4・6・8月の年金差し引きで納め終った方は、10月以降納める必要がありませんでしたが、平成21年度の保険料は、平成21年9月までは納入通知書または口座振替で、10月からは年金から差し引かれます。

保険料額および納付方法は、6月または7月にお送りする「保険料額決定通知書」などでご確認ください。

6 1～5に当てはまらない方

これまでは納入通知書または口座振替で納めていましたが、平成21年度も納入通知書または口座振替で納めます。

ただし、平成21年度の保険料額によつては、10月から年金差し引きに変わる場合もあります。保険料額および納付方法は、6月または7月にお送りする「保険料額決定通知書」などでご確認ください。

よくある質問

Q. 4月の保険料は、なぜ「仮徴収額」というのか

A. 保険料は本来、前年の所得で計算しますが、4月はまだ前年の所得が確定していない時期なので、4月の年金からは、暫定的に2月分の保険料と同じ額を差し引きます。

本来の正式な保険料は、6月または7月にあらためてお知らせします。

このため、正式にお知らせする前の暫定的な額であることから「仮徴収額」といいます。

こんな場合は

納め方

年金差し引きから口座振替への変更を市町村に申し出た場合 (申し出の時期により、口座振替に変更する時期は異なります。)	口座振替
年金の年額が18万円未満の場合 (介護保険料が年金から差し引かれていない場合)	納付通知書または口座振替
介護保険と長寿医療制度の保険料の合計が、介護保険料が差し引かれている年金額の半分以上を超える場合	納付通知書または口座振替

納入通知書または口座振替の場合の納期は、7月からの9期です。

次の場合は、年金差し引きにはなりませんので、ご注意ください。

平成21年度の保険料について

9月までの納め方をお知らせいたします。10月以降の納め方は、あらためてお知らせします。

なお、基本的なパターンを説明していますが、当てはまらない場合はお問い合わせください。

1 これまで年金から差し引かれていた方

平成21年4月から年金から差し引かれます。4・6・8月

の保険料額は、原則、2月の保険料と同じ額が差し引かれます。

2 平成20年4月2日から同年10月1日までに加入した方

これまでは納入通知書または口座振替で納めていましたが、平成21年4月からは年金から差し引かれます。

保険料額は、4月1日から15日までにお送りする「仮徴収額決定通知書」などでご確認ください。

3 平成20年10月2日から同年12月1日までに加入した方

これまでは納入通知書または口座振替で納めていましたが、平成21年8月からは年金から差し引かれます。

保険料額は、6月15日までにを送りする「仮徴収額決定通知書」などでご確認ください。

4 平成20年12月2日から平成21年2月1日までに加入した方

これまでは納入通知書または口座振替で納めていましたが、平成21年9月までは納入通知書または口座振替で、10月からは年金から差し引かれます。

5 保険料が軽減されたことにより平成20年10月から納めなかつた方

平成20年度の保険料を4・6・8月の年金差し引きで納め終った方は、10月以降納める必要がありませんでしたが、平成21年度の保険料は、平成21年9月までは納入通知書または口座振替で、10月からは年金から差し引かれます。

詳しくは、洞爺湖町住民課国保医療係(☎74-3003)又は北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)へ。